

令和 5 年度

掛川市国民健康保険運営協議会

第 2 回 会議資料

令和5年12月22日

掛 川 市

= 掛川市国民健康保険運営協議会資料 目次 =

掛川市国民健康保険運営協議会委員名簿	2
報 告 令和5年度 掛川市国民健康保険特別会計の執行状況について	3
諮 問 令和6年度 国民健康保険税賦課算定方針（案）について	4
その他 産前産後期間に係る国民健康保険税の減免制度の創設について	11
その他 データヘルス計画の策定について	別添

掛川市国民健康保険運営協議会委員

(任期：令和4年6月1日から令和7年5月31日まで)

(敬称略)

代表区分	氏名	公 職 等	備 考
被保険者代表	横 山 隆 夫	区長会連合会 副会長	改選 令和5年6月1日～
	杉 森 悦 子	公募による選任	
	岩 井 悦 子	掛川市食生活推進員会 副会長	
	武 田 安 代	保健活動推進委員会 会計監事	改選 令和5年6月1日～
保険医・薬剤師 代 表	加 藤 進	医師 (加藤医院)	
	伊 東 武 志	医師 (伊東内科クリニック)	
	埋 田 道 子	歯科医師 (うめた歯科クリニック)	
	横 山 敦	薬剤師 (横山薬局)	
公益代表	山 本 裕 三	市議会議長	改選 令和5年6月1日～
	寺 田 幸 弘	市議会文教厚生委員長	改選 令和5年6月1日～
	加 藤 嘉 平	掛川市民生委員児童委員協議会会長	
	松 村 英 美	掛川市介護支援専門員連絡協議会員	
被用者保険等 保険者代表	山 本 晃 靖	全国健康保険協会 静岡支部保健グループ長	
	富 永 伸 彦	健康保険組合連合会 静岡連合会 常務理事	

【報告】令和5年度 掛川市国民健康保険特別会計の執行状況（補正予算編成方針）について

※査定により、変更となる可能性があります。

(単位：千円)

歳 入	R05	R05	対 比 B-A	歳 出	R05	R05	対 比 B-A
	当初予算額 A	2月補正後 B			当初予算額 A	2月補正後 B	
1 国民健康保険税	2,242,144	2,205,079	△ 37,065	1 総 務 費	158,470	154,843	△ 3,627
現年度分	2,168,487	2,131,422	△ 37,065	2 保 険 給 付 費	8,115,856	8,180,986	65,130
一般被保険者	2,168,487	2,131,422	△ 37,065	1 一般被保険者	8,046,432	8,121,062	74,630
退職被保険者	0	0	0	2 退職被保険者	140	140	0
滞納繰越分	73,657	73,657	0	3 審査支払手数料	29,671	29,671	0
一般被保険者	73,347	73,347	0	4 助 産 費	30,013	21,013	△ 9,000
退職被保険者	310	310	0	5 葬 祭 諸 費	9,000	9,000	0
2 使用料及び手数料	33	33	0	6 傷 病 手 当	600	100	△ 500
3 県 支 出 金	8,238,722	8,315,125	76,403	3 国民健康保険事業納付金	3,238,265	3,192,572	△ 45,693
普通交付金	8,065,741	8,141,389	75,648	4 共同事業拠出金	1	1	0
特別交付金	172,981	173,736	755	5 保 健 事 業 費	131,461	123,961	△ 7,500
4 財 産 収 入	595	595	0	1 特定健康診査等事業費	63,887	63,887	0
5 繰 入 金	1,132,903	1,176,557	43,655	2 (1)ヘルスアップ事業	11,765	11,765	0
1 一般会計繰入金	742,903	786,557	43,655	(2)人間ドック助成事業	44,077	36,577	△ 7,500
うち その他繰入金	120,000	120,000	0	3 医療費適正化対策費	11,732	11,732	0
2 国民健康保険事業基金繰入金	390,000	390,000	0	6 国民健康保険事業基金積立金	595	166,489	165,894
6 繰 越 金	20,000	159,158	139,158	7 公 債 費	200	200	0
7 諸 収 入	32,078	76,645	44,567	8 諸 支 出 金	15,010	86,753	71,743
8 国庫支出金	0	115	115	9 予 備 費	6,617	27,502	20,885
歳 入 合 計	11,666,475	11,933,307	266,832	歳 出 合 計	11,666,475	11,933,307	266,832
				歳入合計 - 歳出合計	0	0	0

【諮問】 令和6年度 国民健康保険税賦課算定方針（案）について

諮問内容

賦課基準（税率）を改定する

国民健康保険税 賦課基準の推移

（単位：％、円）

	医療給付費					後期高齢者支援金					介護納付金				
	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
20	3.70%	18.00%	20,000	20,000	470,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	120,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	90,000
21	3.70%	18.00%	20,000	20,000	470,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	120,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	90,000
22	3.70%	18.00%	20,000	20,000	500,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	130,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	100,000
23	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	140,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	120,000
24	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	140,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	120,000
25	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	140,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	120,000
26	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	140,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	120,000
27	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	160,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	140,000
28	4.90%	20.00%	20,000	20,000	520,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	170,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000
29	4.90%	20.00%	20,000	20,000	540,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000
30	4.90%	20.00%	20,000	20,000	540,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000
元	4.90%	20.00%	20,000	20,000	580,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000
2	5.80%	廃止	22,800	16,000	610,000	2.10%	廃止	9,200	6,000	190,000	1.60%	廃止	13,000	廃止	160,000
3	5.80%		22,800	16,000	610,000	2.10%		9,200	6,000	190,000	1.60%		13,000		170,000
4	6.10%	—	24,000	16,800	650,000	2.20%	—	9,600	6,400	200,000	1.80%	—	14,000	—	170,000
5	6.10%	—	24,000	16,800	650,000	2.20%	—	9,600	6,400	220,000	1.80%	—	14,000	—	170,000
6 (案)	6.30%	—	25,200	16,800	650,000	2.40%	—	9,600	7,200	220,000	2.00%	—	14,400	—	170,000

※ 網掛け部分が前年度との変更（協議を含む）箇所

令和5年度国民健康保険標準保険料率の算定結果

NO	市町名	医療分 (3方式)			後期高齢者支援金分 (3方式)			介護納付金分 (2方式)		(参考) 令和5年度 納付金額 (円)
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	
1	静岡市	7.19	29,320	19,145	3.08	12,185	7,957	2.50	18,002	18,030,687,875
2	浜松市	7.44	30,347	19,816	3.04	12,015	7,845	2.51	18,064	20,515,791,428
3	沼津市	7.08	28,856	18,842	2.89	11,424	7,460	2.33	16,793	5,452,650,639
4	熱海市	6.76	27,568	18,001	2.73	10,811	7,059	2.38	17,131	1,232,988,612
5	三島市	7.01	28,600	18,616	3.00	11,862	7,746	2.32	16,717	2,951,619,526
6	富士宮市	7.01	28,570	18,656	2.96	11,723	7,655	2.43	17,508	3,669,127,164
7	伊東市	5.69	23,199	15,148	2.94	11,644	7,603	2.39	17,238	2,299,005,561
8	島田市	6.84	27,912	18,226	3.03	11,980	7,823	2.48	17,904	2,346,549,137
9	富士市	7.00	28,535	18,633	2.90	11,481	7,497	2.33	16,818	6,711,634,616
10	磐田市	6.99	28,518	18,622	3.05	12,063	7,877	2.52	18,169	4,444,064,464
11	焼津市	6.66	27,162	17,736	2.97	11,737	7,664	2.38	17,184	3,512,906,570
12	掛川市	6.93	28,258	18,452	3.03	11,984	7,825	2.48	17,873	3,192,510,071
13	藤枝市	6.37	25,992	16,973	3.01	11,928	7,789	2.43	17,486	3,583,730,134
14	御殿場市	7.36	30,031	19,610	2.84	11,243	7,342	2.41	17,365	1,968,015,683
15	袋井市	6.76	27,569	18,002	3.04	12,015	7,845	2.50	17,996	2,160,975,228
16	下田市	6.83	27,870	18,199	2.92	11,569	7,555	2.36	17,012	724,475,418
17	裾野市	7.13	29,094	18,998	2.95	11,683	7,629	2.38	17,140	1,245,236,746
18	湖西市	6.78	27,663	18,063	3.02	11,944	7,800	2.45	17,623	1,500,553,729
19	東伊豆町	7.10	28,965	18,914	2.91	11,512	7,517	2.40	17,319	434,576,932
20	河津町	8.14	33,198	21,678	2.87	11,340	7,405	2.36	17,032	264,306,196
21	南伊豆町	6.04	24,634	16,086	2.84	11,256	7,350	2.37	17,064	270,353,682
22	松崎町	6.47	26,376	17,223	2.89	11,418	7,456	2.31	16,647	207,259,164
23	西伊豆町	7.13	29,074	18,985	2.82	11,178	7,299	2.34	16,889	247,626,557
	函南町	6.58	26,832	17,521	2.88	11,395	7,441	2.29	16,500	1,074,962,121
	清水町	7.06	28,785	18,796	2.88	11,415	7,454	2.31	16,637	833,898,083
	長泉町	7.38	30,090	19,649	2.65	10,476	6,841	2.42	17,466	968,164,897
	小山町	7.66	31,220	20,386	2.76	10,926	7,134	2.36	17,042	465,779,068
27	吉田町	7.14	29,138	19,027	2.94	11,637	7,599	2.37	17,080	787,701,448
28	川根本町	6.93	28,258	18,452	2.68	10,605	6,925	2.38	17,122	186,594,404
29	森町	7.37	30,057	19,627	3.05	12,050	7,869	2.52	18,176	545,447,860
31	伊豆市	6.98	28,461	18,585	3.01	11,917	7,782	2.42	17,471	965,292,601
32	御前崎市	8.13	33,155	21,650	3.00	11,876	7,755	2.43	17,513	1,038,722,449
33	菊川市	6.85	27,947	18,249	2.99	11,849	7,737	2.47	17,773	1,208,503,538
34	伊豆の国市	7.01	28,573	18,658	2.96	11,724	7,656	2.44	17,585	1,516,965,067
35	牧之原市	7.01	28,582	18,664	2.98	11,803	7,707	2.36	16,973	1,373,035,593
	計									97,931,772,261

令和5年度都道府県標準保険料率

医療分 (2方式)		後期高齢者支援金分 (2方式)		介護納付金分 (2方式)	
所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
7.22	43,199	2.81	16,283	2.39	17,501

市町村標準保険料率

国保法第82条の3第1項の規定に基づき、国民健康保険運営方針に定める都道府県内統一の賦課方式による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値。
各市町村の判断により行う「決算補填等を目的とする一般会計からの法定外繰入れ(赤字繰入れ)」は行わないものとして算定。

都道府県標準保険料率

国保法第82条の3第2項の規定に基づき、全国統一の算定基準による都道府県単位の保険料率の標準的な水準を表す数値(全都道府県が2方式(所得割・均等割)の賦課方式で算定)。
市町村標準保険料率と同様に赤字繰入れは行わないものとして算定。

納付金額

国民健康保険法(以下「国保法」という。)第75条の7の規定に基づき、都道府県が市町村から集める国民健康保険事業費納付金の額(一般被保険者分及び退職被保険者分の合計額)。

国保税における県標準税率と市現行税率比較表 (令和3～5年度)

区分	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	調定額(円)	乖離率(%)
令和3年度					
県標準税率	11.34	52,410	25,262	2,651,681,700	/
医療分	6.50	25,864	18,162		
後期高齢者分	2.56	10,111	7,100		
介護分	2.28	16,435	-		
市現行税率	9.50	45,000	22,000	2,319,509,500	/
医療分	5.80	22,800	16,000		
後期高齢者分	2.10	9,200	6,000		
介護分	1.60	13,000	-		
県と市の差					
	1.84	7,410	3,262	332,172,200	14.32
医療分	0.70	3,064	2,162	/	/
後期高齢者分	0.46	911	1,100	/	/
介護分	0.68	3,435	-	/	/
県標準税率					
	11.96	55,212	25,291	2,723,810,400	/
医療分	6.94	27,757	18,397		
後期高齢者分	2.64	10,402	6,894		
介護分	2.38	17,053	-		
市現行税率					
	10.10	47,600	23,200	2,395,734,200	/
医療分	6.10	24,000	16,800		
後期高齢者分	2.20	9,600	6,400		
介護分	1.80	14,000	-		
県と市の差					
	1.86	7,612	2,091	328,076,200	13.69
医療分	0.84	3,757	1,597	/	/
後期高齢者分	0.44	802	494	/	/
介護分	0.58	3,053	-	/	/
県標準税率					
	12.44	58,115	26,277	2,652,320,200	/
医療分	6.93	28,258	18,452		
後期高齢者分	3.03	11,984	7,825		
介護分	2.48	17,873	-		
市現行税率					
	10.10	47,600	23,200	2,240,196,700	/
医療分	6.10	24,000	16,800		
後期高齢者分	2.20	9,600	6,400		
介護分	1.80	14,000	-		
県と市の差					
	2.34	10,515	3,077	412,123,500	18.40
医療分	0.83	4,258	1,652	/	/
後期高齢者分	0.83	2,384	1,425	/	/
介護分	0.68	3,873	-	/	/
令和5年度					

※ 令和6年度には乖離率が24%程度となる見込み

国保税統一を見据えた令和6年度税率改正案

<方針>

- ① 県の国保税完全統一に備え、令和12年度までに県が示す標準税率との乖離幅の解消を目指す。当面は県が保険料水準を統一としている中間目標である令和11年度(2029年)までに21%解消を目指し、その後の国保税完全統一で急激な税率改正とならないよう努める。
- ② 法定外繰入額は、令和5年度予算額である1.2億円繰り入れることを原則とし、国保運営の安定化を図るため、令和4年度まで維持してきた基金残高である4億円に回復させることを目指す。
- ③ 決算補てん目的とする法定外繰入は行わない。(推計2億1千万円以上の法定外繰入は行わない。)
- ④ 本税率改正案は、毎年見直しを行う。

改正案

(単位：千円)

年度	納付金額	納付金支払財源						納付金差額	法定外繰入	基金積立額	基金残高
		税率改正	調定額(収入額)	県特別交付金等	繰越分	基金(取崩)	合計				
R4	3,218,577	5%	2,379,995	562,583	189,178	263,000	3,394,756	176,179	120,000	137,021	413,942
R5	3,192,572	改正せず	2,205,079	601,000	159,158	390,000	3,355,237	162,665	120,000	166,489	190,431
R6	3,027,568	(改正案) 5%	2,220,592	581,000	116,176	190,000	3,107,768	80,200	210,000	210,000	210,431
R7	2,908,493	改正せず	2,112,145	553,000	80,200	200,000	2,945,345	36,852	210,000	210,000	220,431
R8	2,770,810	8%	2,169,714	526,000	36,852	100,000	2,832,566	61,756	120,000	120,000	240,431
R9	2,665,007	改正せず	2,063,752	501,000	61,756	100,000	2,726,508	61,501	120,000	120,000	260,431
R10	2,568,038	8%	2,120,001	477,000	61,501	50,000	2,708,502	140,464	60,000	190,000	400,431

※令和7年度以降の税率改正については来年度以降検討する。

当初改正案

(単位：千円)

年度	納付金額	納付金支払財源						納付金差額	法定外繰入	基金積立額	基金残高
		税率改正	調定額(収入額)	県特別交付金等	繰越分	基金(取崩)	合計				
R6	3,027,568	15%	2,350,960	581,000	116,176	120,000	3,168,136	140,568	120,000	120,000	190,431
R7	2,908,493	改正せず	2,239,222	553,000	140,568	130,431	3,063,221	154,728	120,000	120,000	180,000
R8	2,770,810	6%	2,260,763	526,000	154,728	0	2,941,491	170,681	60,000	60,000	240,000
R9	2,665,007	改正せず	2,153,312	501,000	170,681	0	2,824,993	159,986	60,000	60,000	300,000
R10	2,568,038	3%	2,112,498	477,000	159,986	0	2,749,484	181,446	0	100,000	400,000

参考(成り立たず)

(単位：千円)

年度	納付金額	納付金支払財源						納付金差額	法定外繰入	基金積立額	基金残高
		税率改正	調定額(収入額)	県特別交付金等	繰越分	基金(取崩)	合計				
R6	3,027,568	3%	2,178,843	581,000	116,176	160,000	3,036,019	8,451	210,000	210,000	240,431
R7	2,908,493	改正せず	2,072,435	553,000	8,451	240,431	2,874,317	△ 34,176	210,000	210,000	210,000

基 金 台 帳

名 種 類	国民健康保険給付等 支払準備基金(平成29年度 まで) 国民健康保険事業基金(平 成30年度より)	異 動 理 由	増	減	現 在 額	摘 要	設 置 年 月 日	平 成 17 年 4 月 1 日	沿 革
							設 置 金 額	157,823,745円	
平成22年度	積立		300,349,813		328,314,694				
平成23年度	積立・取り崩し		500,964,510	300,000,000	529,279,204				
平成24年度	積立・取り崩し		432,181,560	470,000,000	491,460,764				
平成25年度	積立・取り崩し		382,211,491	490,000,000	383,672,255				
平成26年度	積立・取り崩し		381,728,792	380,000,000	385,401,047				
平成27年度	積立・取り崩し		301,504,575	380,000,000	306,905,622				
平成28年度	積立・取り崩し		201,062,743	256,800,000	251,168,365				
平成29年度	積立・取り崩し		435,468,540	100,000,000	586,636,905				
平成30年度	積立・取り崩し		169,097,408	120,000,000	635,734,313				
令和元年度	積立・取り崩し		148,419,000	270,000,000	514,153,313				
令和2年度	積立・取り崩し		269,695,773	251,993,000	531,856,086				
令和3年度	積立・取り崩し		208,065,000	200,000,000	539,921,086				
令和4年度	積立・取り崩し		137,021,000	263,000,000	413,942,086				
令和5年度(見込)	積立・取り崩し		166,489,000	390,000,000	190,431,086				

掛川市国民健康保険給付等支払準備基金
条例(平成17年掛川市条例第11号)による。支給、
療養に給付、療養費及び高額療養費の確保に
介護納付金の納付並びに高齢者の医療の確保に
関する法律第118条第2項の規定に基づき後期高
齢者支援金等の納付に要する費用等の支払金に
不足を生じた場合の資金の財源に充てるため設
置。

税率改定による影響額の状況

(国保世帯 13,954世帯)

区 分	軽減判定所得 (65歳以上年金収入)	改定前 年税額	改定後 年税額	差分 年税額	軽減区分別 世帯数
1人加入世帯 (62.68%)					
7割軽減世帯	43万円以下 (168万円以下)	21,200円	21,900円	700円	2,328世帯
5割軽減世帯	72万円以下 (197万円以下)	79,800円	83,600円	3,800円	1,054世帯
2割軽減世帯	96.5万円以下 (221.5万円以下)	125,700円	131,700円	6,000円	824世帯
軽減なし世帯	175万円 (300万円)	219,200円	230,400円	11,200円	4,540世帯
2人加入世帯 (31.32%)					
7割軽減世帯	43万円以下 (168万円以下)	35,400円	36,700円	1,300円	427世帯
5割軽減世帯	101万円以下 (226万円以下)	132,900円	139,300円	6,400円	790世帯
2割軽減世帯	150万円以下 (275万円以下)	217,900円	228,400円	10,500円	773世帯
軽減なし世帯	200万円 (325万円)	292,100円	306,400円	14,300円	2,381世帯

令和5年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法

県が各市町の納付金を算定・徴収し、市町が納付金を基に保険料(税)率を算定

《納付金、保険料(税)必要額等の算定方法》

国ガイドラインの算定方法により、国が示す係数等を使用して算定

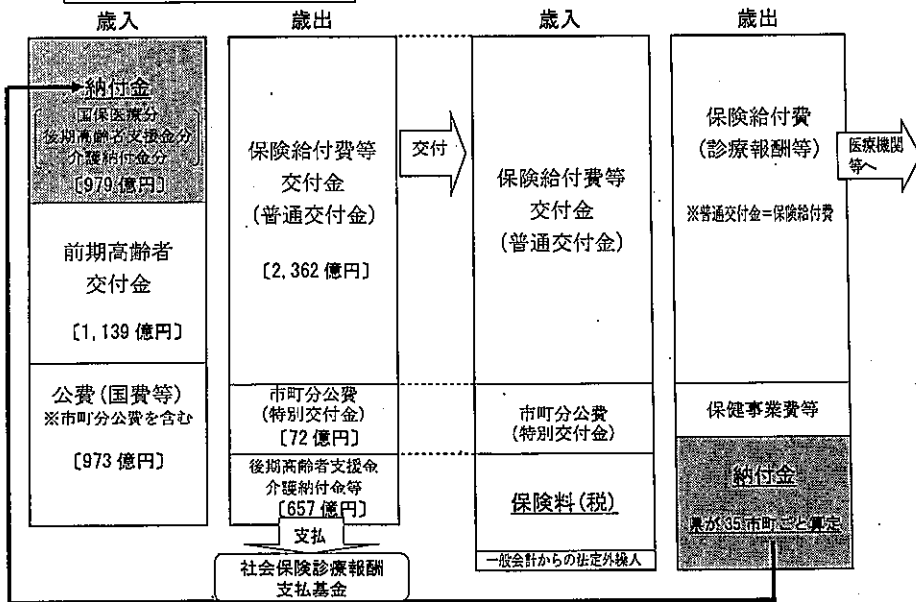
- ① 県が県全体の納付金総額を算定
県全体の保険給付費(医療分)、後期高齢者支援金、介護納付金ごと、公費等を控除し、県全体の医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金を算定
- ② 県が市町ごとの納付金を算定
県全体の医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金を、各市町の所得水準、被保険者数・世帯数により按分し、医療分はさらに各市町の医療費水準を反映して、各市町の納付金を算定
- ③ 各市町が納付金等を基に保険料(税)必要額を算定
・納付金 + 保健事業費等見込 - 市町分公費等の見込 = 市町の保険料(税)必要額
→ 各市町は保険料(税)必要額を基に、県が算定する「標準保険料率」(※)を参考として、保険料(税)率を算定
※ 標準保険料率 県内統一の賦課方式(医療分・後期高齢者支援金分：3方式、介護納付金分：2方式)により算定した市町ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値

〔県国民健康保険事業特別会計〕

歳入歳出それぞれ 3,091 億円

〔市町国民健康保険事業特別会計〕

(35市町) ※35市町で個別に予算編成

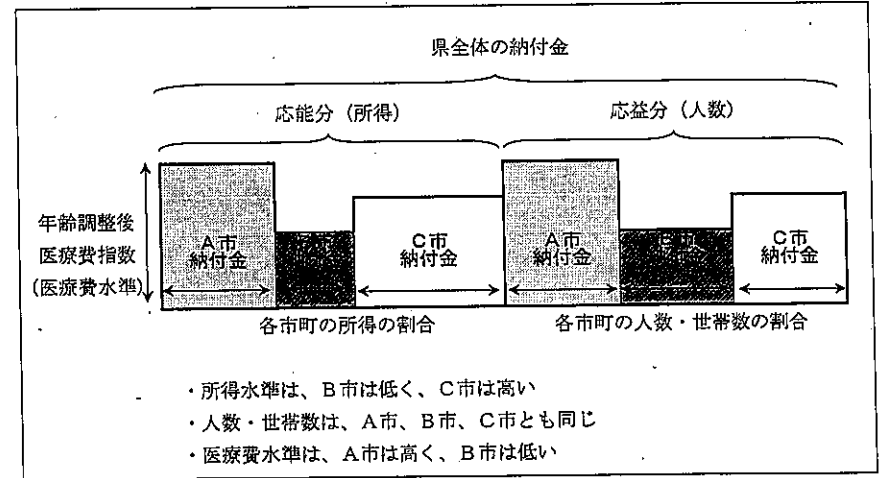


(注)主な項目のみ記載し、イメージとして表記

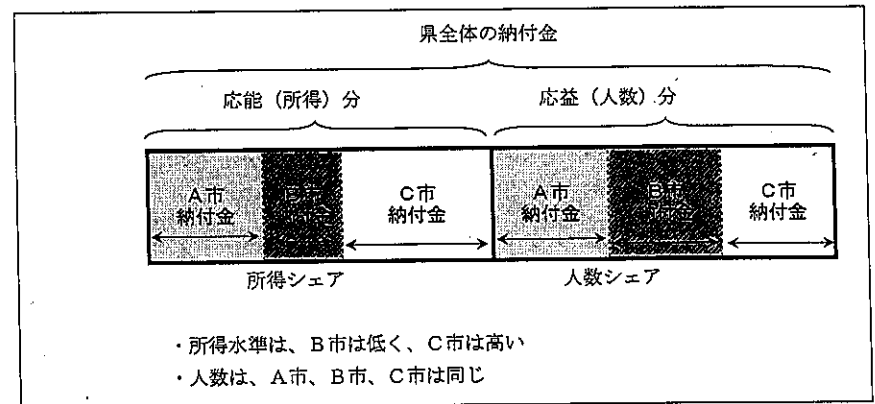
< 各市町の納付金の算定 >

- ① 県全体の医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金ごと、国が示す係数を使用して応能分(所得)と応益分(人数・世帯数)に配分
- ② 応能分は各市町の所得の県全体に占める割合に応じて、納付金を算定
応益分は人数・世帯数の県全体に占める割合に応じて、納付金を算定
- ③ 医療分納付金は、さらに各市町の年齢調整後の医療費指数(医療費水準)により調整(参考2)
- ④ 応能分、応益分の納付金を合算して、各市町の納付金額を算定

○ 医療分納付金のイメージ図



○ 後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金のイメージ図



【その他】 産前産後期間に係る国民健康保険税の減免制度の創設について

1 経緯

令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）、令和5年7月20日には全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年厚生労働省令第95号）が公布され、国民健康保険税の改正部分（地方税法及び地方税法施行令）については、令和6年1月1日から施行されることとなった。

2 趣旨

市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する、出産する予定のある国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）の国民健康保険税額を減免する。

減免をする額は、出産被保険者の出産予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から、出産予定月の翌々月までの期間に係る出産被保険者分の所得割額及び被保険者均等割額。平等割（基準：年額23,200円）は減免対象とならない。

<参考>

・減免内容

対象	減免内容	国・地方の負担
出産被保険者のいる世帯	出産被保険者の次の対象期間における所得割額及び均等割額	国：1/2 県：1/4 市：1/4

・減免対象期間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後
単胎の方			○	○	○	○
多胎の方	○	○	○	○	○	○

・過去の出産育児給付件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	67件	53件	64件	58件	38件

3 影響額

○令和5年度減免見込額

・令和5年度減免対象見込数

R4年度件数38件×（3か月/12か月）≒10件・・・①

・1件あたり減免見込額

（所得割額）1,550,193千円÷22,492人×（3か月/12か月）≒17,000円・・・②

（均等割額）47,600円×（3か月/12か月）≒11,900円・・・③

・令和5年度減免見込額（②+③）×①）

（17,000円+11,900円）×10件≒289,000円（市負担72,300円）